

写

事務連絡  
令和3年5月31日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、令和3年4月20日に本県に適用されたまん延防止等重点措置については、いまだに感染拡大の収束に至っていないことから、6月20日まで再延長となりました。

市町村教育委員会におかれましては、県内の感染が収束していない状況を十分に鑑み、同措置の期間が終了となるまで、令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」、令和3年5月10日付け教義指第182号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」に則り、**引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営の継続**をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

<参考資料>

- ・令和3年5月28日付け教保体第403号「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について（通知）」
- ・令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」
- ・令和3年5月10日付け教義指第182号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当  
電話 048-830-6742

教職員の服務に関すること  
担当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当  
電話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること  
担当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電話 048-830-6947

健康・安全に関すること  
担当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6963

I C Tの活用に関すること  
担当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当  
電話 048-830-7557